

利用料金表

この料金表は、介護保険の要介護認定を受けた方が該当します。

<利用者負担 1 割の方>

身体介護	サービスに要する時間	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上
	利用料金	2,700円	4,270円	6,200円	※
	介護保険給付額	2,430円	3,843円	5,580円	※
	自己負担額	270円	427円	620円	※
生活援助	サービスに要する時間	20～45分未満		45分以上	
	利用料金	2,010円		2,480円	
	介護保険給付額	1,809円		2,232円	
	自己負担額	201円		248円	
通院等乗降 介助	利用料金	(1回につき) 1,070円			
	介護保険給付額	963円			
	自己負担額	107円 (別途、運賃をお支払いいただきます)			

<利用者負担 2 割の方>

身体介護	サービスに要する時間	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上
	利用料金	2,700円	4,270円	6,200円	※
	介護保険給付額	2,160円	3,416円	4,960円	※
	自己負担額	540円	854円	1,240円	※
生活援助	サービスに要する時間	20～45分未満		45分以上	
	利用料金	2,010円		2,480円	
	介護保険給付額	1,608円		1,984円	
	自己負担額	402円		496円	
乗降介助	利用料金	(1回につき) 1,070円			
	介護保険給付額	856円			
	自己負担額	214円 (別途、運賃をお支払いいただきます)			

※…指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の訪問介護費により、身体介護費の所要時間が1時間30分以上の場合の計算（620単位に所要時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数）で割り出された単位数に、特定事業所加算（Ⅱ）として100分の10に相当する単位数を加算した金額となります。

サービス毎の単位数については、前頁料金表に基づき計算するものとし、利用者のひと月分の合計単位数に、「介護職員処遇改善加算Ⅰ」として加算率8.6%分を乗じ、小数点以下の四捨五入を行って算出した単位数を加えた額が、ご利用者負担額となります。

☆下の要件に該当する場合については、所定の単位数に、下記の単位数が加算されます。

- ・ 初回加算…200単位／月
- ・ 緊急時訪問介護加算…100単位／回
- ・ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常利用料金の2倍の料金をいただきます。

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・ 夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・ 早朝（午前6時から8時まで）：25%
- ・ 深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

☆利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せください。

TEL 0287-64-2511（寿山荘訪問介護）

